

○西郷村鳥獣被害対策事業補助金交付要綱

平成23年 4 月 1 日告示第30号

西郷村鳥獣被害対策事業補助金交付要綱

（目的）

第1条 この要綱は、村内における鳥獣による農林産物への被害を防止する対策に要する経費の一部について、西郷村補助金等の交付等に関する規則（昭和49年西郷村規則第13号）及びこの要綱の定めるところにより、予算の範囲内で補助金を交付し、もって農林業生産者（現に農林業等を営んでいる者をいう。以下同じ。）の生産意欲の向上と経営の安定を図ることを目的とする。

（補助対象者）

第2条 補助対象となる者は、村内に住所を有する農林業生産者又は集落を基礎とした3戸以上の農林業生産者の組織（以下「組織」という。）とする。ただし、次の各号のいずれかに該当する者は、補助対象としない。

- （1） 同一年度において、既にこの補助制度を利用した者
- （2） 補助金交付の決定前に施設を整備した者
- （3） その他村長が不適當と認めた者

（補助対象農地等）

第3条 補助対象とする農地は、農林産物を育成している村内の農地又は施設（以下「農地等」という。）のうち、現に鳥獣による被害が発生している農地等又はそのおそれがある農地等とする。

（補助対象施設等）

第4条 補助対象とする施設又は設備（以下「施設等」という。）は、次に掲げるものとする。ただし、施設等の整備に要する経費の合計額が3万円以上であるものに限る。

- （1） 電気柵及び附帯設備
- （2） 耐用性隔障物
- （3） その他有効と認められる設備

2 前項の施設等は、新品であることを要するものとし、過去に補助金の交付を受けて整備した施設等を更新する場合は補助対象としない。

（補助金の額）

第5条 補助金の額は、前条の施設等の整備に要する経費の3分の1の額（当該額に1,000円未満の端数を生じたときはこれを切り捨てた額）とし、農林業生産者にあつては100,000円、組織にあつては200,000円を上限とする。

（補助金の申請）

第6条 補助金の申請は、西郷村鳥獣被害対策事業補助金交付申請書（様式第1号）に必要な書類を添付して、村長に提出するものとする。

（補助金の決定）

第7条 村長は、前条による申請があったときは、必要な審査を行い、補助金の交付の可否を決定するものとする。

2 村長は、前項の決定をしたときは、西郷村鳥獣被害対策事業補助金交付（不交付）決定通知書（様式第2号）により、申請者に通知するものとする。

（報告又は調査）

第8条 村長は、前条第1項の審査において、必要に応じ、報告を求め、又は調査をすることができる。

（完了報告）

第9条 補助金の交付の決定を受けた者は、その事業（以下「補助事業」という。）が完了したときは、西郷村鳥獣被害対策事業完了報告書（様式第3号）に必要な書類を添付して、補助事業の完了の日（補助事業の廃止又は変更について、村長の承認を受けた場合は、その承認を受けた日）から起算して30日以内に村長に提出するものとする。

（補助金の交付）

第10条 村長は、前条による完了報告の内容を審査し、適当と認めるときは、西郷村鳥獣被害対策事業補助金請求書（様式第4号）による請求に基づき、補助金を交付するものとする。

2 第8条の規定は、前項の完了報告の審査について、準用する。

（書類の整備等）

第11条 補助金の交付を受けた者は、補助事業の収支の状況を記載した会計書類及び関係書類を整備し、補助事業の完了の日の属する会計年度の翌年度から起算して5年間保管しておかなければならない。

（補助金の返還）

第12条 村長は、偽りその他不正の行為により補助金の交付を受けた者がある場合は、速やかに補助金の一部又は全部を返還させるものとする。

（雑則）

第13条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、公布の日から施行する。

様式（省略）